

気象警報・地震に対する非常措置について

令和6年5月29日
京都市立朱雀第六小学校
校長 滝山泰教

このプリントは、1年間保存しておいてください。

本市では、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合、また震度5弱以上の地震があった場合に対する非常措置について、以下のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

なお、「大雨洪水警報」は、休校になりませんのでご注意ください。

1 特別警報（大雨・洪水）について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
- ◎午前0時までに解除になった場合 5校時（13時45分）から始業＜給食は中止＞
◎午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 地震の発生について

震度5弱以上の地震が発生したときは、次の登校日を臨時休業とします。

- ◎下校後深夜0時までに発生した場合 翌日を臨時休業
◎午前0時以降、登校までに発生した場合 当日を臨時休業

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、すぐ一覧やホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

※臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校からすぐ一覧やホームページにより連絡します。

3 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
- ◎午前7時までに解除になった場合 平常授業
◎午前9時までに解除になった場合 3校時（10時40分）から始業
◎午前11時までに解除になった場合 5校時（13時45分）から始業＜給食は中止＞
◎午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

<児童の在校中に1・2・3等の事態が生じた場合について>

- 登校後に 1 「特別警報」が発令された場合、2 「震度5弱以上の地震」が発生した場合は、児童は全員学校に留め置きます。お子さんを直接保護者（お迎えに来られる方）に引き渡すことになります。
- 1、2以外の緊急時（3 「暴風警報」の発令、インフルエンザ等による学級閉鎖など）は、下校の安全が確認されるまで学校に留め置くこととし、その後は年度当初に提出いただきました「緊急時家庭連絡調査書」にそって対応します。自宅へ帰らせる場合は、町別ごとに教職員が引率します。
- 保護者への連絡は、すぐ一覧やホームページにより連絡します。

以上、お子さんにもその旨ご指導いただきますようお願いします。

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

本校の校区である朱雀第六学区及び朱雀第五学区は、「天神川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。朱雀第六学区及び朱雀第五学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。